**看護人派遣の利用手続について**

（青森県重症難病患者在宅療養支援事業）

１　利用登録

　　○　看護人派遣を希望される方（当面の利用見込みがない場合も含む。）は、あ

らかじめ、お住まいの地域を管轄する保健所に、利用登録申請書を提出しま

す。（利用登録手続は初回のみです。）

　　○　対象患者の要件を満たし、看護人派遣の利用が必要と認められた際には、県庁がん・生活習慣病対策課から利用登録通知書が通知されます。

２　利用申込

　　○　利用登録後、看護人派遣の利用を希望する場合は、利用開始日の概ね１週

　　　間前までに、難病診療連携コーディネーターあてに利用申込書を提出します。

（ただし、看護人派遣の利用は一時入院が困難な場合等に限られます。）

* 看護人派遣が利用できる事例

○ 入院調整がつかない場合など、地域に一時入院の受入可能な医療機関が見つからな

い場合

○ 環境の変化等による病態の悪化が予想されるなど一時入院が困難と判断される場合

○ 病状等の理由により移送が困難な場合

○ 休息等を必要とする期間が、入院を要しない程度の短時間の場合

住　　所:〒030-8553 青森市東造道2-1-1

青森県立中央病院医療連携部内 難病診療連携コーディネーターあて

電話番号:017-726-8416

　　　　※１　利用登録と利用申込を同時に行う場合は、いずれも難病診療連携コーディネーターに提出します。

　　　　　　２　やむを得ない事情により、利用開始日の概ね１週間前までに利用申込できない場合

は、難病診療連携コーディネーターにご相談ください。

○　利用申込書を難病診療連携コーディネーターに提出する前に、利用を希望する訪問看護ステーション又は看護婦家政婦紹介所から、利用申込書裏面にある「派遣予定看護人申出書」欄に派遣予定看護人などの記載と署名押印を受けてください。

　　　　さらに、「派遣予定看護人申出書」の記載、署名押印を受けた後、主治医か

ら、利用申込書にある「看護指示書」欄に、指示期間等の記載と署名押印を受

けてください。

* 利用申込書は、利用する月ごとに提出が必要です。ただし、次回以降の看護人派遣の

　　 　　　 利用希望日が、看護指示書にある指示期間内である場合は、次回以降の申請において看

護指示書の記載を省略できます。

　　○　利用申込を行うと、難病診療連携コーディネーターが必要に応じて患者本人の病状等を電話で確認し、看護人派遣について利用調整を行います。

　　　　 ※ 看護人派遣の利用回数は月１回、利用時間は７時間以内です。ただし、利用回数は２

回まで分割できます。

○ 利用調整が行われ、看護人派遣の利用を決定した際には、県庁がん・生活習慣病対策課から利用決定通知書が通知されます。